

## 令和3年度あおり飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、令和3年度あおり飲食店感染防止対策認証制度の認証取得を促進するため、認証取得に必要な環境整備や、より適切な感染防止対策を講じるために取り組む環境整備に要する経費について、令和3年度予算の範囲内において、飲食業を営む事業者に対し、令和3年度あおり飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 常時使用する従業員の数が50人以下の法人若しくは個人又は資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けた飲食店（店内で飲食することを主たる目的とする設備を有しない飲食店（テイクアウト型、デリバリー型等）を除く。）を営む者
- (3) 令和3年度あおり飲食店感染防止対策認証事業の認証を受けた者
- (4) 補助金の受給後も当該飲食店において事業を継続する意思のある者

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
令和3年度あおり飲食店感染防止対策認証事業の認証を受けた第2(2)に規定する飲食店の施設内に、次の設備等を設置するのに要する経費。ただし、令和3年4月1日以降に設置したものに限る。 (1)パーティション・アクリル板 (2)消毒液自動噴霧器・消毒液ボトル設置台 (3)二酸化炭素濃度測定器 (4)非接触型体温計 (5)加湿器 (6)非接触型水栓 (7)換気機能付エアコン (8)換気設備 (9)その他新型コロナウイルス感染防止対策に有効なものとして知事が適当と認めるもの	次のいずれかを選択するものとする。 (1) 1店舗につき、補助対象経費の実支出額又は10万円のいずれか低い額以内の額 (2) 1店舗につき、補助対象経費の実支出額の4分の3に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績報告書(第2号様式)
- (2) 申請要件等確認書(第3号様式)
- (3) 申請要件等確認書の2④から⑥までに定める書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書は、店舗ごとに提出するものとする。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和4年3月10日とする。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 第4第2項の規定により提出した書類の内容を変更、中止又は廃止する場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出して、その承認を受けること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (3) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳(第5号様式)その他関係書類を第9第2項に規定する期間整備保管すること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定の通知)

第7 知事は、第4の規定により補助金の交付の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の決定及び額の確定又は不交付の決定を行い、当該事業の申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付方法)

第8 知事は、第7の規定による交付の決定及び額の確定を行ったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第9 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格が50万円以上の機械、器具等とする。

2 規則第19条ただし書の規定により、財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

附則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。